

粗大ごみ処理手数料の見直しについて

1 課題の整理

- ・粗大ごみの大型化、重量化による、収集に要するコスト（手間）の増加
- ・規則で定めていない品目の増加
- ・費用負担の公平性の確保（収集と持込の手数料基準の統一）

⇒粗大ごみ手数料を定める規則の見直しをおこなう。

2 手数料見直しの考え方

（1）規則に定める対象品目

収集業者へのヒアリングをもとに、規則に定める品目を選定。

※規則に定めがない品目は、類似する品目を適用する。

- | | |
|--|--------|
| ・年間100点以上の収集実績のある品目 | ……85品目 |
| ・収集実績が100点未満の品目であっても、類似する品目を適用し
難しい品目 | ……3品目 |

⇒合計88品目144区分を設定（現行114品目132区分）

（2）見直し内容

①原則として、重量による手数料設定とする。

対象品目ごとの一般的な重量を調査し、重量10kg当たり400円を目途に手数料を設定する。

商品規格が多様化している品目は、重量ごとに細分化をおこなう。

②例外として、品物の大きさや形状を考慮する。

重量のみを手数料設定の根拠とした場合、収集に要するコスト（手間）が実態と合わない品目は、大きさや形状を考慮して手数料を設定する。

③他市との均衡を図る。

多摩地域及び近隣市における、品目ごとの最大手数料を超えない範囲で手数料を設定する。

3 料金改定案

別紙のとおり。

4 今後のスケジュール

2026年5月 町田市廃棄物減量等推進審議会（答申）

6月 規則の一部改正公布
行政報告

2027年1月 規則の一部改正施行
料金改定実施